

料理



妻が体調を崩して寝込んでいた5日間、料理を作り続けました。

献立を決める→食材を買いに行く→作るだけでも大変なのに、それを何日も連続してやるのは本当に疲れました。

妻が毎日料理を作るのが当たり前になっていましたが、実は大変なことをしていたんだということに気づき、改めて妻に対する感謝の気持ちが湧きました。

料理担当最終日の朝食は、これで一段落つくという開放感から妙に張り切ってしまう、フレンチトーストを作ってみました。下準備が大変でしたが、子ども達に好評だったのでまた作ってあげたいです。

なお、料理を作る際はリュウジのYouTube動画を参考にしています。リュウジにも感謝です。

原本の提出

裁判所に対し、これまで原本の提出が要求されていた書類（戸籍謄本など）が、今後、写しの提出で足りることになりました。

他の手続にも原本の提出、提示が要求されることがあり、その都度、原本を取り寄せしていましたが、その手間が省けますので、運用変更としては些細なことですが、とても助かります。

入通院慰謝料

交通事故で怪我をした場合、症状が重いと入院を余儀なくされたり、退院後も怪我が治るまでは通院することになります。そして、その入院や通院の期間に応じて慰謝料が発生します。一昔前までは通院期間と実際の通院日数の3～3.5倍を比較して少ない方の日数を基準に慰謝料を算出していましたが、最近では通院期間のみを基準に算出するようになりました。たとえば、通院期間3か月の間に5回通院した場合、昔は90日と15日（5日×3）を比較して、少ない方の15日が基準となっていました。現在は90日を基準にします。そうすると75日も差があることになり、慰謝料額もそれなりに変わってきます。

ただ、保険会社は、被害者の無知に乗じて、旧基準を用いて示談金を提案してくることがあるので、不利な条件で示談をしてしまわないように事前に弁護士に相談しておいた方がよいと思います。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設